

薩 監 第 1 2 5 — 1 号
令和 3 年 5 月 2 8 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 矢 野 信 之
同 瀬 尾 和 敬



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

里支所、上甌支所、下甌支所及び鹿島支所の地域振興課、里診療所、上甌診療所、下甌手打診療所、下甌長浜診療所、鹿島診療所及び下甌歯科診療所並びに上甌島教育課及び下甌島教育課並びに中津幼稚園、里小学校及び海星中学校

(2) 対象事務

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合等の事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認められた監査手続を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局執務室、対象支所内及び対象小中学校内

(2) 実施場所及び日程

令和3年4月6日(火)～令和3年5月14日(金)

(3) 委員ヒアリング実施日

令和3年5月12日(水)・13日(木)・14日(金)

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

【共通】

- 財務証票について、記入漏れ・誤記等が引き続き散見されたので、財務関係通知や会計事務に関する質疑応答集等に基づき、細心の注意を払い作成するとともに、決裁者の確認、精査についても更に徹底されたい。

- 即決補修工事について、緊急性、業者選定理由を明確にし、補修工事の写真管理においては、工事の妥当性を担保するため、補修内容（着工前・完成後）が明瞭となるよう引き続き指導されたい。

- 公用車の取扱いについて、運転手の不注意や確認不足を原因とする事故が発生していることから、引き続き細心の注意を払い、より慎重な運転を心がけるよう留意されたい。